

北海道教育委員会からのお知らせです。

「奨学のための給付金」申し込みを希望する方へ 【平成29年度北海道公立高校生等奨学給付金申請のご案内】

北海道教育委員会では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当する高校生等の保護者等に対し、返還の必要のない「奨学のための給付金」を支給します。

高等学校等就学支援金（授業料の補助）とは別の制度です。「奨学のための給付金」の受給を希望される場合は、この申請手続きが必要となります。

1. 支給を受けるための要件（支給対象となる世帯）

平成29年7月1日（基準日）に次の要件を全て満たしていること。

- ① 生徒が平成26年4月1日以降の入学者であり、基準日（平成29年7月1日）に在学していること。
- ② 保護者（親権者）等が北海道内に住所を有していること。
※ 単身赴任等で保護者等の一方が他の都府県に在住しているとき、世帯の生活の本拠地が道内である場合は、北海道に申請ができます。
- ③ 生活保護受給世帯又は保護者（親権者）等全員の平成29年度分市町村民税所得割額が非課税であること。

【注意】 次のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- 1 生徒が高等学校等就学支援金（授業料の補助）の支給対象とならない場合。
- 2 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合。
- 3 海外赴任していた等により、保護者等全員の課税証明書が提出できない場合。
- 4 北海道が実施する「高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業」又は「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」による給付金の給付を受けている場合。
- 5 生徒が今年度全ての期間を休学する予定である場合。

2. 支給額（対象生徒一人当たりの年額）

世帯区分 課 程	生活保護（生業扶助） 受給世帯	市町村民税所得割額が非課税の世帯	
		扶養されている第1子の 高校生等がいる世帯	15歳(中学生を除く。)以上23歳未 満の扶養されている兄弟姉妹がいる 第2子以降の高校生等がいる世帯
全日制・定時制	32,300円	75,800円	129,700円
通信制		36,500円	36,500円

- ・兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要であり、申請者以外の者に扶養されている場合は、兄弟姉妹に該当しません。
- ・支給額は、基準日における世帯状況に基づき決定しますので、不明な点がございましたら裏面に記載のお問い合わせ先まで連絡願います。
- ・非課税世帯において、通信制の高校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合、通信制の高等学校に通う高校生等については全て36,500円の給付額となり、通信制以外の高校生等については、全て129,700円の給付金となります。

3. 申請方法

申請にあたっては、別添「北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書」及び「口座振込申出書」に、以下の「申請に必要な書類」を添付し、次の期日までに学校へ提出してください。

学校提出期限：平成29年9月26日（火）

【申請に必要な書類】

(1) 申請する方全員

- ・ 北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1号）
- ・ 口座振込申出書（様式第3号）

(2) ①・②のうちいずれか

①生活保護受給世帯の場合

- ・ 様式第2号（「生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」）
 - ・ 生活保護受給証明書
- ※ どちらか一方を提出してください。

②市町村民税所得割額が非課税の世帯

- ・ 保護者（親権者）等全員の「平成29年度市町村民税課税（非課税）証明書」
- ・ 兄弟姉妹の健康保険証の写し（対象となる生徒のほか15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合）
- ・ 扶養申立書（兄弟姉妹の健康保険証の世帯主又は被保険者名が申請者と異なる場合）

※ 申請書等作成時のお願い

- 添付資料のうち「市町村民税納税通知書」や「健康保険証」をコピーする際は、印刷する面が途中で切れないようコピーしてください。
また、印刷された面の文字がはっきり読み取れるよう、コピーをしてください。
- 申請書や口座振込申出書に記入する際は、ボールペン等で丁寧に記入してください。
「えんぴつ」や「インクが消えるボールペン」は使用しないでください。
- 基準日（平成29年7月1日）以降に転学した場合、基準日現在に在学していた学校に申請書等を提出してください。

4. 支給方法

審査により支給が決定された場合、給付金は申請者の指定する口座へ一括で振り込みます。
(金銭事故防止の観点から、現金での給付は行いません。)

5. その他

- 1 申請書の作成にあたっては、別添の「記入例」を参考にしてください。
- 2 申請書の別紙「留意事項」についても、必ずお読みください。

「奨学のための給付金」に関するお問い合わせ先

高校生等が在学する学校の事務室（電話 — — ）

北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度グループ

（電話 (011) 231-4111 (内線35-712)）